

愛知県鉄構工業協同組合青年部会規約

制定 平成11年 4月 1日

改訂 令和3年 6月 11日

施行 令和3年 6月 11日

(目的)

第1条 本会は、青年経営者及び後継者等が研修、交流等を通じて自己研鑽、仲間意識の高揚に努めながら企業活動の活発化を図り、あわせて業界の経済的・社会的地位の向上と発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、愛知県鉄構工業協同組合青年部会と称する。

(支部)

第3条 本会は、尾張支部、三河支部の2支部により構成される。

(事業)

第4条 本会は、会員相互の親睦と経験知識の交流を図るため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための会合の開催。
- (2) 経営、技術等の向上を図るための各種講習会・講演会等の開催。
- (3) 組合の事業に対する協力及び意見具申。
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業。

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、会員(正会員)、準会員、特別会員を置く。

2 会員の資格は、本組合の組合員事業所の青年経営者、後継者または経営管理者であつて満20歳以上45歳以下とする。

3 準会員は、諸事情で本組合を脱会しても、本人の意思で在籍を願う者とし、幹事会の承認を必要とする。

4 特別会員は、46歳に達した年の事業年度末まで正会員であったものとする。

(入会)

第6条 新たに本会の会員になろうとする者は、会員2名以上の紹介により入会の申し込みをし、幹事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により入会の承認を受けた者は、会費を納入し、会員名簿に登録されたときに 会員資格を取得する。

(脱会)

第7条 会員が脱会しようとするときは、脱会届けを会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会員は、次の各号の1つに該当するときは、脱会したものとみなす。

(1)第5条による会員の資格を失ったとき。

(2)第8条により除名されたとき。

(3)会員法人が解散したとき。

(除名)

第8条 会員が、次の各号の1つに該当するときは、本会総会の決議により除名することができる。

(1)本会の名誉を毀損し、又は信用を失う行為があったとき。

(2)規約又は総会の決議に反する行為があったとき。

(3)会費を1年以上納入しないとき。

(権利の喪失)

第9条 脱会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 幹事8名以上12名以内を置く。

(2) 幹事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を会計として幹事会において選出する。

(3) 幹事のうち監査役 2名

(4) 幹事のうち特別役員 1名

(役員任期)

第11条 本会役員任期は、1年として6月1日～5月31日までの期間とする。

ただし、再選を妨げない。

(役員選任)

第12条 役員は、本会総会において会員から選任する。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代理する。

3 会計は、本会の会計業務を行う。

4 監査役は、会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

5 特別会員は、中部ブロックの代表として全国の各ブロックとの情報交換を目的とし、本会の会務を行う。

(総会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年事業年度終了後3カ月以内に、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、この規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決または承認する。

- (1) 事業計画、収支予算
- (2) 事業報告、収支決算
- (3) 会費の額及び徴収に関する事項
- (4) 役員を選任
- (5) 規約の設定並びに変更
- (6) その他青年部の運営に関する重要事項

(幹事会)

第16条 幹事会は、会長、副会長及びその他の役員をもって構成し、会長が招集する。ただし、監査役は必要に応じ幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(幹事会の議決事項)

第17条 幹事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 業務の執行に関する事項。

(部会・委員会)

第18条 本会に、必要により部会・委員会を置くことができる。

(議決)

第19条 総会の議決は会員総数の過半数、また幹事会および部会・委員会の議決は出席者の過半数の賛成をもって決定とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会費)

第20条 本会はその行う事業の費用に当てるため、会費を徴収することができる。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わるものとする。

(慶弔)

第22条 会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。ただし本人は事務局への連絡の義務を要する。

1 会員の結婚 10,000 円

2 出産祝金(第1子出産) 5,000 円

3 弔金

会員の死亡 20,000 円

家族の死亡 10,000 円

(但し、配偶者および、1親等の親族)

4 見舞金

会員または会員の配偶者で、災害および2週間以上の入院を要した疾病または2週間以上の入院を要するにいたった疾病。

5 以上の外、必要を認めるとき会長の判断により決定、幹事会に報告する。

(その他)

第23条 この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、幹事会の議を経て会長が決定することができる。

附則

1 この規約は、令和3年6月11日から施行する。

改訂履歴

平成 11 年 4 月 1 日制定

平成 27 年 6 月 13 日改訂

令和 2 年 6 月 6 日改訂

(支部)第 3 条:会員数減少のため、名古屋西南支部と名古屋東北支部の統合

(役員)第 10 条(1):会員数減少のため、幹事の人数を変更

(2):会員数減少のため、役員の数を変更

令和 3 年 6 月 11 日改訂

(支部)第 3 条:会員数減少のため、西三河支部と東三河支部の統合